

金属労協各産別の要求内容（案）

2008年1月23日 金属労協労働政策局

	金属労協	自動車総連	電機連合														
機関決定	第50回協議委員会（2007.12.6）	第75回中央委員会（2008.1.16）	第94回中央委員会（2008.1.24～25）														
要求提出	集計登録組合を中心に2月22日まで	2月末日まで(拡大戦略会議登録組合は2月13日車体・部品部門は2月20日まで)	2月14日まで														
賃金	<p>2008年闘争では賃金の底上げを重視しつつ賃金改善の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産別は、全産業に比べて低位にある金属産業の賃金実態や産業内の賃金格差等を踏まえ、賃金水準の向上と格差是正のための賃金改善に取り組む。 賃金改善の波及効果を高めるため、グループ・関連企業等を含めた賃金改善に関する諸課題について労使協議を行う。 <p>あるべき水準 （基本賃金・技能職基幹労働者（35歳相当））</p> <table border="1"> <tr><td>目標基準</td><td>338,000円以上</td></tr> <tr><td>標準到達基準</td><td>310,000円以上</td></tr> <tr><td>最低到達基準</td><td>標準到達基準の8割</td></tr> </table> <p>すべての組合は賃金実態の点検を行うとともにその実態の改善と賃金制度の確立に周年活動として取り組む。</p>	目標基準	338,000円以上	標準到達基準	310,000円以上	最低到達基準	標準到達基準の8割	<p>○平均賃金引上げ 各組合は、水準向上や格差・体系は正に向け、1,000円以上の賃金改善分を設定することを基本とする。</p> <p>○個別ポイント絶対水準要求 技能職中堅労働者（中堅技能職）の現行水準を維持した上で、各組合は、水準向上や格差・体系は正に向け、賃金改善分を設定することを基本とする。</p> <p><めざすべき水準></p> <table border="1"> <tr><td>プレミアム基準</td><td>370,000円</td></tr> <tr><td>目標基準</td><td>325,000円</td></tr> <tr><td>スタンダード基準</td><td>291,000円</td></tr> <tr><td>到達基準</td><td>256,000円</td></tr> </table>	プレミアム基準	370,000円	目標基準	325,000円	スタンダード基準	291,000円	到達基準	256,000円	<p>賃金体系の維持を図ったうえで、賃金水準の改善を行う。</p> <p>【統一要求基準】 「開発・設計職基幹労働者賃金」（基本賃金） 〔スキル・能力基準：レベル4、年齢要素：30歳相当〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標水準 310,000円 到達水準 270,000円 水準改善額 2,000円以上 <p>【統一目標基準】 「製品組立職基幹労働者賃金」（基本賃金） 〔スキル・能力基準：レベル4、年齢要素：35歳相当〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標水準 290,000円 到達水準 250,000円 水準改善額 『各社の賃金体系を踏まえ、「開発・設計職基幹労働者賃金」の水準改善額に見合った額とする』
目標基準	338,000円以上																
標準到達基準	310,000円以上																
最低到達基準	標準到達基準の8割																
プレミアム基準	370,000円																
目標基準	325,000円																
スタンダード基準	291,000円																
到達基準	256,000円																
一時金	要求は、年間5カ月を基本とし、最低獲得水準年間4カ月を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 年間5カ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。 要求の基礎は賃金引上げ後の基準内賃金とする。 最低保障制度を確立することとし、水準については40%以上とする。 	「夏冬型年間協定方式」を基本として、平均で年間5カ月分を中心とする。産別ミニマム基準は4カ月分とする。 パートタイマー等非正規労働者の一時金についても組合員に見合って支給するよう改善に努める。														
労働時間	<p>○年間総実労働時間短縮のための具体的な施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間外労働の削減に向け、36協定特別条項の厳格運用も含め、労働時間管理の徹底を図る。 年休付与増・取得促進、長期休暇制度の導入など総実労働時間削減の具体的な施策に取り組む 休日増、1日の所定労働時間の短縮などによる所定労働時間1,800時間台の実現を図る。 <p>○長時間労働は正の実効ある施策の一つとして、労働基準法改正が求められた背景や連合の取り組み方針、産別企業連単組の実態等を踏まえ、時間外労働割増率の引き上げに取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1,952時間未達成組合は、引き続きその達成に向けて全力で取り組む。 年次有給休暇の完全取得に向けた取り組みを推進する。 所定外労働時間の削減に向けた取り組みを推進する。 労働時間に関する労使協議の場の設置などの、取り組みの基盤整備を推進する。 時間外割増については、団体交渉・労使協議等の場において、法改正や連合の取り組み動向を踏まえた労使議論を行う。 	<p>○時間外割増率 連合およびIMF-JCの方針を踏まえ、総実労働時間短縮によってワーク・ライフ・バランスの実現をめざす観点から、時間外割増率の改善に取り組む。</p> <p>平日：40時間まで30%以上、40時間超50%以上 休日：50%以上 深夜：30%以上</p> <p>○総実労働時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間所定労働時間1,800時間台の達成 年次有給休暇及び多目的特別休暇の合計25日に向けた改善 時間外削減・年休取得向上への労使協議推進 時間管理の適正化 														
ミニマム運動	<p><「JCミニマム（35歳）」の確立> JCミニマム（35歳）は210,000円とする。</p> <p><企業内最低賃金協定締結の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 全企業連単組が18歳以上の労働者の企業内最低賃金協定の締結をめざす。 高卒初任給に準拠する水準を基本とし、月額152,000円以上とする。 時間額協定の場合は、上記月額水準を所定労働時間で除した水準とし、960円以上とする。 <p><法定産別最低賃金の取り組み強化> すべての産別最低賃金について金額改正を行い、積極的に新設に取り組む。</p>	<p>○企業内最低賃金協定の締結 18歳最低賃金：152,000円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準未達成の組合は、基準額以上での協定化を目指す。 基準達成の組合は、「産別最低賃金」の金額改定を念頭に上積みを図り、高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。 <p>○年齢別最低保障賃金</p> <table border="1"> <tr><td>20歳</td><td>157,000円</td><td>25歳</td><td>176,000円</td></tr> <tr><td>30歳</td><td>209,000円</td><td>35歳</td><td>232,000円</td></tr> <tr><td>40歳</td><td>250,000円</td><td>45歳</td><td>259,000円</td></tr> </table>	20歳	157,000円	25歳	176,000円	30歳	209,000円	35歳	232,000円	40歳	250,000円	45歳	259,000円	<p>○産別別最低賃金 18歳見合い水準152,500円</p> <p>○年齢別最低賃金（基本賃金） 25歳最低賃金は174,500円以上 40歳最低賃金は221,500円以上</p> <p>○高卒初任給 157,500円以上</p> <p>○技能職群（35歳相当）ミニマム基準 210,000円</p>		
20歳	157,000円	25歳	176,000円														
30歳	209,000円	35歳	232,000円														
40歳	250,000円	45歳	259,000円														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭の両立支援の充実 ○非正規労働者の受け入れに関する労使協議の強化 ○60歳以降の就労確保 ○安全衛生体制の検証並びに労災付加補償 ○退職金・企業年金制度への対応 ○裁判員制度への対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○キャリア開発支援、社会貢献・地域貢献のための各種制度の導入・整備 ○仕事と家庭の両立支援 ○裁判員制度導入への対応 ○派遣・請負労働者等受け入れに関する労使協議 ○労災・通災付加補償 ○パートタイム労働法への対応 ○エイジレス社会を展望した雇用延長の実現 														

	JAM	基幹労連	全電線
機関決定	第12回中央委員会 (2008.1.17~18)	第5回中央委員会 (2008.2.6)	第177回中央委員会 (2008.1.31)
要求提出	2月19日	第1回中央戦術委員会以後から2月15日まで、2月8日にできるだけ集中して要求提出	2月19日
賃金	<p>○個別賃金水準要求 標準労働者要求 30歳 260,000円 35歳 305,000円 JAM一人前ミニマム基準 18歳 156,000円 20歳 170,000円 25歳 205,000円 30歳 240,000円 35歳 270,000円 40歳 295,000円 45歳 315,000円 50歳 335,000円</p> <p>○平均賃上げ要求 ・賃金構造維持分の把握ができる場所では、賃金構造維持分+2,500円以上 ・賃金構造維持分の把握ができない場所では、7,000円以上 中小の底上げに向け、賃金改善の継続性を重視する観点から、賃金改善分の最低限を2,500円とし、要求基準として2,500円以上を設定。</p>	<p>○定期昇給 ・制度的な定期昇給の実施及びその確認、又は定期昇給相当分を確保する。 ・定期昇給制度未確立または未整備な組合については、制度化ないし整備に取り組む。</p> <p>○賃金改善 ・賃金改善の要求額は、2年をひとつの単位とし、3,000円を基準とする。 ・個別の事情により、単年度の取り組みを選択せざるを得ない場合は、その半額を目安とし要求を設定する。</p>	<p>○生活維持・向上の観点から、「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分を確保」したうえで「賃金改善」に取り組む。 ○賃金改善については、下記のように幅広い視点に立ち、各単組の実態に即し、賃金原資の増額を伴った取り組みを行う。 ・35歳標準労働者賃金での賃金引上げ ・各階層における賃金水準の改善 ・特定の業種・職種における賃金水準の改善 ・中小共闘の格差は正2,500円以上を参考中期的にJCのあるべき水準をめざす。 ○賃金構造維持分が制度上確保されない単組については、連合中小共闘の取り組み指標4,500円+2,500円以上を参考とする。</p>
一時金	年間5ヵ月基準、半期2.5ヵ月基準 最低到達基準として、年間4ヵ月または半期2ヵ月。	<p>JCの「年間5ヵ月を基本」とする考え方を踏まえる。構成要素は「生活を考慮した要素」と「成果を反映した要素」とし、「生活を考慮した要素」は年間4ヵ月程度とする。 「成果を反映した要素」を捉えた時に、各要求方式で示した水準以上をめざすことができる組合は、その増額について取り組む。 ・金額要求方式 生活を考慮した要素:120万円ないし130万円、成果を反映した要素:40万円基本 ・金額+月数要求方式:40万円+4ヵ月基本 ・月数要求方式:5ヵ月基本</p>	<p>・年間一時金は、「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」の2つの要素に基づき要求する。 ・最低保障方式は産別ミニマム基準年間4ヵ月 ・平均方式は、生活保障部分と成果反映部分を併せて年間5ヵ月中心とし、産別ミニマム基準は年間4ヵ月とする。</p>
労働時間	<p>・年間所定労働時間が2,000時間を超えている場合には所定労働時間の短縮をはかる。 ・月45時間を超える所定外労働時間(休日労働時間を含む)に対する通常残業割増率を50%に引き上げる。すべての休日割増率を50%以上に引き上げる。 ・労働時間と年休取得状況の実態確認・点検を行う労使による定期的な協議の場の設置</p>	<p>・長時間労働は正の実効ある施策の一つとして、時間外労働割増率および休日労働割増率の引き上げを求める。 時間外労働割増率 月間45時間以下:30% 月間45時間超:50% 休日労働割増率:50% ・労働時間管理の徹底、年休取得率向上策など総実労働時間短縮のための具体的施策については、WLBの実現に向けた取り組みとして進める。</p>	<p>・年間所定内労働時間をはじめとする時短各項目について単産水準に未到達単組は早期達成に向けて積極的に取り組む。 ・時間外規制の厳守、時間外の圧縮、年休取得促進など積極的に取り組み、早急に年間総実労働時間1,900時間台の実現をめざす。 ・労働時間管理・徹底の取り組み強化 ・長時間労働は正の実効ある施策の一つとして、連合の共闘組織に参加するなかで時間外労働割増率の引き上げに取り組む。 時間外月間45時間以下:30%以上 時間外月間45時間超:50% 休日:50%</p>
ミニマム運動	<p><全従業員対象最低賃金> 全従業員対象最低賃金の要求基準を次のABを共に満たすものとする。 A.次のいずれかに該当するもの ①18歳正規労働者月例賃金を所定労働時間で割り戻した時間額 ②JAM一人前ミニマム18歳基準を法定労働時間で割り戻した900円を東京都最賃にあわせ、各都道府県最賃に連動させた金額 ③パートタイム労働者の実在者の最低時間額 B.Aが法定最賃を時間額で50円以上上回っていること <年齢別最低賃金> 18歳 156,000円 25歳 164,000円 30歳 192,000円 35歳 216,000円</p>	<p>○企業内最低賃金 ・18歳最低賃金の水準は高卒初任給に準じた水準をめざし、JC方針の152,000円以上という目標を踏まえて取り組む。 ・年齢別最低賃金は、18歳:100として、20歳:105、25歳:120、30歳:130、40歳:150、45歳:160をめざす。 ○JCミニマム(35歳) 必要に応じ35歳以上者の所定内賃金で実態把握をおこなう。改善が必要な場合には、是正に向けて労使で話し合う。</p>	<p>・企業内最低保障賃金の協定化 18歳 152,000円以上 ・18歳高卒正規入社者初任給の取り組み ・JCミニマム(35歳)の取り組み</p>
その他	<p>○安全衛生活動に関する取り組み ○男女雇用機会均等法に基づく諸措置の徹底 ○派遣・請負労働者に関する取り組み ○裁判員特別休暇制度</p>	<p>○ボランティア休暇制度 ○裁判員特別休暇制度 ○労災付加補償:死亡弔慰金3,400万円 通災:労災の1/2</p>	<p>○退職金引き上げ ○仕事と生活の調和 ○60歳以降の雇用確保 ○非正規労働者の受け入れについて ○裁判員制度への対応</p>

	連合
機関決定	第51回中央委員会 (2007.12.4)
要求提出	2月末まで
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって積極的な「賃金改善」に取り組む。未組織を含む全労働者を視野にいれ全体の底上げを図る。月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす。 ・組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善を目指す取り組みとして、到達すべき（しているべき）水準を参考指標として設定する。 25歳 185,000円 30歳 210,000円 35歳 240,000円 40歳 265,000円 ・賃金引上げ要求目安 賃金カーブの算定が可能な組合 賃金カーブ維持分+賃金改善分 2,500円以上 賃金カーブの算定が困難な組合 7,000円以上 ・賃金水準の参考目標値 35歳勤続17年 所定内賃金 311,000円以上 30歳勤続12年 所定内賃金 268,000円以上 18歳初任給 162,000円以上
一 時 金	
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間の短縮とともに、有給休暇の取得促進と付与日数の増加をはかる。 ・36協定の内容再確認、周知を徹底する。また締結にあたっては、延長時間の短縮に取り組む。 ・割増率については、連合中期時短方針の目標の考え方を堅持した上で、2008年春季生活闘争においてはその一歩として、具体的な前進をはかり社会的運動としていく観点から、各産別の参加によって共闘組織を立ち上げ、全体の合意によって運動を具体化し強力に取り組みを展開する。
ミニム運動	<ul style="list-style-type: none"> ○企業内最低賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結を連合リビングウェイジの水準を目標に行う。 ・法定最賃の引き上げに結びつく企業内最低賃金協定を締結する。連合リビングウェイジの水準を上回るものとする。 ○法定最低賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・生計費を重視し、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげる。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークルールの課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークルールの確立 ・労働時間管理の徹底と不払い 残業撲滅 ・改正高年齢者雇用安定法への対応徹底 ・裁判員制度への対応 ・改正男女雇用機会均等法への取り組み ○取引関係の改善と公契約に関わる運動